

漢字問題について

真剣に訴える

——「常用漢字表」の制定は、日本の
国字問題を混乱させ、子どもたちを
ひどい漢字地獄におとし入れる——

国字問題研究会

目次

「常用漢字表」に対する声明ならびに要望	2
一、「常用漢字表を批判する」 ——一人の国語学者としての対決—— 大久保忠利	4
二、福島慎太郎会長・無念の談話	12
三、日本機関紙協会・「常用漢字表」に ついての声明と要望	14
四、国立国語研究所調査にあらわれた 漢字習得の実相	16
五、国字問題研究会への入会のおすすめ	17
民間教育団体への要望	18

要 望

「常用漢字表」に対する声明ならびに要望

われわれは、第十四期国語審議会が去る三月二十三日に答申した「常用漢字表」を検討した結果、つぎの認識に達したことを声明する。

「常用漢字表」は、当用漢字表に九十五字を加え、千九百四十五字としているが、一字一字検討してみると、その中には国語審議会自身が削るべきであるとしていた「朕」「爵」「帥」などの、戦後すでに廃語となった語を表すものや、極めて使用範囲の限られた用語のための漢字、その他低使用度の漢字を多数含み、国語表記の「基準」としては適正なものではないと考える。

また「常用漢字表」は、「目安」という意義のアイマイな語を潜入させて、戦後の国字改革の重要な一点「漢字使用の制限」を廃止して、戦前の漢字無制限使用に逆行させようとしている。

われわれは、当用漢字表前文（昭和二十一年十一月十六日、内閣訓令）の趣旨が現在も

生きているという立場から「常用漢字表」に対し反対を声明し、次のことを強く要望する。

要 望

国語審議会は、「国民の生活能率をあげ、文化水準を高める」うえで大きな障害となる「常用漢字表」を再検討し、教育現場や新聞、出版、放送など各界の意見を聞き、当用漢字表（千八百五十字）の字数のわく内で、不要の漢字を削り、必要な漢字と入れ替える作業を行い、改めて答申をし直すことを要望する。

一九八一年五月一日

国字問題研究会
児童言語研究会
日本コトバの会

国語審議会长 殿
国語審議会委員各位
文化庁長官 殿
文部大臣 殿

一、「常用漢字表」を批判する

——一人の国語学者としての対決——

国字問題研究会参与

大久保 忠利

前東京都立大学教授

△これは、去る81・4・11、日本機関紙協会第5回拡大常任理事会でおこなった講演「常用漢字表の決定についての意見」を要約したものである。▽

「常用漢字表」決定を学問的立場から批判する

私は国字問題研究会の会員で、「常用漢字表」には批判的な立場に立っております。ですから今日の話は批判的な面だけ申しますが、皆さんは、批判的な面とそうでない意見にも触れてくださって意見を決定してください。

賛成的な意見はマスコミに取り上げられて多いのですが、批判的な意見では、国語審議会会長の福島慎太郎さんの「答申の内幕」の談話が地方の新聞には載っても、東京の大新聞にはのらなかったという新聞のあり方も批判されなければならぬと思います。（福島談話は全文次章に）

私は、東京都立大学で国語学の教授を十四年間やって、先ごろ定年退職いたしました。この度の問題については、学問的な立場から反対するのであって、反対のための反対ではないことをはじめに申し上げておきます。

初めに、今日に至るまでの漢字問題における戦前、戦後の歴史ですが、これをやると長くなるので、「一億人の国語国字問題」（大久保忠利著「三省堂選書」）に明治初年からの日本における国語問題をどう解決し、どのようにそれらが抑えつけられたか、資料にもとづいて明らかにしてありますので、詳しくはその本を参考にしてください。

「当用漢字表」の制定とその実施についての訓令・告示昭和21年11月16日に訓令・告示が出たとき、時の首相・吉田茂氏はつぎのようにのべています。

しかも、その趣旨と漢字そのものの性格は、現在も全く変わっていないことをはじめに申しあげます。

◎内閣訓令第七号

各 官 庁

当用漢字表の実施に関する件

従来、わが国において用いられる漢字は、その数がはなはだ多く、その用いかけたも複雑であるために、教育上また

社会生活上、多くの不便があった。これを制限することは、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが少くない。

それ故に、政府は、今回国語審議会の決定した当用漢字表を採択して、本日内閣告示第三十二号をもって、これを告示した。今後各官庁においては、この表によって漢字を使用するとともに、広く各方面にこの使用を勧めて、当用漢字表制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。

昭和二十一年十一月十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

◎内閣告示第三十二号

現代国語を書きあらわすために、日常使用する漢字の範囲を、次の表のように定める。

昭和二十一年十一月十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

この訓令と告示（表省略）とで言っていることのなかで、特に注意すべきことを抽出しておさえておきます。

1 「当用漢字表」を実施する理由——（訓令の文面を読み返してみてください）これまで用いられていた漢字が、数が多い、へん多く、用いかけたも複雑で、教育上・社会生活上、多くの不便があった、と内閣として認めていること。

2 漢字を制限する目的——制限することで、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、大いに資することになる、と内閣で認めたこと。

3 今後、各官庁では、この表によって漢字を（制限して）使用することを命令する——すなわち、法的強制は官庁内に限られていたこと。

4 広く各方面に、「当用漢字」を制定した趣旨を徹底させ、漢字制限を実行するようにすすめることを希望する。すなわち、各官庁はこれを守って文章表現をし、広く各方面にも漢字制限の趣旨を徹底させ、制限を実行するように努力してほしいと内閣は希望しました。

制限することの利益について——「制限することが、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に資するところが少なくない」というこの見解は、その後の国語審議会そのものを拘束してきており、以後十五年間、その「趣旨」について、一般社会ではただの一度も疑問が出されたり、討論がおこなわれたことはなかったのです。

私は今回は特に六年前からの第十二、十三、十四期の国語審議会の動きの経過を述べることにします。

政府は国語審議会を任命制にし、漢字制限の撤廃をねらう

昭和二十一年に当用漢字表、千八百五十字が決定され、三十五年間守られてきましたが、昭和三十六年ごろから反動攻勢が始まりました。第五期審議会の最終日に漢文、国文学の専門家ら五人が突然退場し、マスコミの目をひきました。

退場した委員はつぎの諸氏です。宇野精一（東大教授・職名は当時のもの、以下同じ）・成瀬正勝（東大教授）・塩田良平（大正大教授）・山岸徳平（実践女子大学長）・舟橋聖一（作家）。

それぞれ、漢字をたくさん知っており、漢字のたくさん使われる文章を教えたり書いたりして生活を立てている人ばかりです。したがって漢字制限には反対の人ばかりです。これがきっかけとなって、委員会の選出方法が変えられてしまいました。当時は前期の委員十人で後任の推薦委員会を作って、適任者を選んできたわけですが、いきなり昭和三十七年に審議会法令を変更させ、文部大臣の直接任命にし、昭和四十四年文化庁が発足すると、この審議会も文化庁に移り、委員の任命は文化庁長官の申し出により文部大臣が決定するというようになったのです。

こうして、国語審議会委員は、自民党の文部大臣・文化庁長官が、自由に選べることになったのです。今回の「常

用漢字表」は、そうしてきめられた委員たちによって決められたのでした。もちろん、委員たちの中には、専門的な立場から今回の決定に批判的な人たちもいましたが、強力に発言する少数の委員に全く押しまわられたことが、第十四期委員会の議事録と漢字表委員会（これが、原案を作った委員会です）の議事要録とを読めばよくわかります。（なお第十三期までの報告書は市販されており、第十四期のも近く発行されますから、ぜひ入手して検討してみてください。）

また、自民党は昭和四十三年五月に「国語問題についての結論」を発表し、方々に配りました。これは、あまり人の目に触れられず問題にする人が少なかったのですが、これは党として早くも当用漢字のような漢字制限を撤廃するんだという方向の考え方がはっきりと出されたものでした。「一億人」に明細にのべてあります。）

スポンサーである財界や、旧派文芸家たち、漢字偏愛者の押しつけを自民党はいっしょになって守ろうとし、国民のめいわくはかまわないのです。

これに対して学問的な取り組みをしなければと準備をしているところへ「新漢字表試案」が千九百字と大変な増字をして出てきたわけです。これが昭和五十二年の第十二期

の審議会でした。で、この十二期から、十三、十四と三段飛びで押し返してくるのです。十三期では、今度のように最終答申としてきめられようとしたところが審議会の福島会長が、自分の責任上このようなずさんなものは社会に問うことができない」と、急きょ中間報告としましたが、第十四期ではそれがついに押しきられてしまったという経過です。

結論を言えば、国語審議会は政治権力により「不審議会」に転落していたのです。

千五百字あれば十分「国字研調査」

第十四期で千八百五十字から一挙に九十五字増え千九百四十五字になったのをどう見るかと言うことですが、私たち国字問題研究会では、「漢字表」の漢字をあいいうえおから全部使用度を調べて、ほぼ千五百字にしばれるという結論に達しました。すなわち「常用漢字表」を総点検しておりまして、一般社会的なものと、特別な法律であるとか業界であるとか、その他のところにいるような字（特別漢字）を分け、具体的に検討したところ重要度も高く、必要な漢字は千百十五字。地理的用語や身体部位の漢字で特別使用漢字が八十四字、その他はまったく不用な漢字ばかりです。——近く具体的に発表します。

このように官立の国語審議会よりも、私設審議会の方が国民のために誠実にやっております。

「目安」という語はスリカエ用魔術コトバ

ある審議会委員は私に語ってくれました。とても反対などする雰囲気にならなかった。五十人のうちで——文化庁が勝手に選んでこれを文部大臣に出して、委員を構成するんですから——いっしょに闘ってくれる人は数人だったそうです。

またこういう仕掛けがあって「漢字表委員会」で長く時間をかけて、増やす原案を作っておいて、総会では「目安」とはどういう意味かと「目安」論争に日を暮らさせたというんです。答申の前文を見ると「目安」には二とおりの解釈が出ていて、目安というのの一つはこの制限の方向を守ることを期待するという内容であり、もう一つは自由自在に使っていいんで、単なる参考にすぎないんだということです。この人たちは鬼の首でもとったように「目安」と言うことばを使っています。

法律的なものにもかかわらず、あいまいな、しかもそれが第十四期の二年間にわたる論争の題目になったような単語が入っているということが、たいへんこっけいなことなんです。ですから、いま彼らは、そんなアイマイな語が入っ

ていて、法案として法制審議会を通るかとかビクビクしているところですよ。そのことが第十四期の議事録にちゃんと出ています。

今度の漢字表の性格からいって私は初めから「目安」は守っても守らなくてもいいことを意味しているんだ、と断言しています。解釈の仕様がどうにでもなるようなこんなことばをわざと入れたのです。

当用漢字は国民への制限と曲解させるウソ

もう一つ当用漢字について申しますと、当用漢字反対論者の理由はだいたい二つか三つに限定されています。

○第一のウソ

まず、「政府が漢字のことなどを制限し統制するのはけしからん。表現の自由を束縛するものだ」と、これが第一の論です。ここにウソがあります。当用漢字表の性質は昭和二十一年十一月以来、すべての人間の前に明らかになっているのを逆にしてウソをついています。

この漢字表の法的強制力は官庁内にしか及ばないんです。そして新聞・雑誌一般ではその趣旨に賛成して使う。けれども表現上、旧かなづかいであろうとどんな漢字を使おうと、著者がそのとおり出せと出して出版社が承知すればそのとおり出るわけで、表現の自由はいささかもそこなわれ

ていなかったです。

戦後の文芸雑誌や評論雑誌を見れば、一般は少しも制限されていなかったことがすぐにわかります。

ただ官公庁の使う単語が戦前の続きでおそろしく難しいからそれではいけない、千八百五十字以内の範囲の中で行なえと、内閣命令が出て、各官庁が一斉にこれを守ったのです。ですからあの表は一般国民を束縛したものではありません。それをいかにも一般の国民まで言論の自由、発表の自由を束縛したという論法をもちいているんです。しかもその連中は束縛しているといいながらも、言論の自由を口にすけれど、一方で彼らは教科書に憲法や教育基本法の語句を入れることまでも統制しようとしている。これが彼らの正体です。

古典はルビをふればだれでも読める

○第二のウソ

もう一つの反対理由は、漢字を制限すると、古典が読めなくなるといふものです。日本人は日本人として古典を読まなければならないんだといって吹きまくってます。けれど古典はかなづきで読みたい人は読めばいいのです。

たいてい、読めないものにはかなをふってあります。どのように、読めない漢字にはかなをつければ自由に読めま

す。

もう一つはずっとさかのぼった古典もさることながら鵜外、漱石が読めなくなると言うんですね。漱石も鵜外も明治のおわりに小説を新聞に発表した時には、総ルビつきだったんです。漢字は書いてありますけれどもふりがながついていて、それで読めたのです。こういう点も彼らは隠しものをいっています。

彼らは漢字を制限すると古典が読めなくなるから日本人の精神を失う、これはアメリカの亡国政策にのったんだというんですね。そんなことはありません。漢字の多かった戦前の教育こそ亡国に追いこんだのです。「当用漢字表」を最初に作った五十人の委員は、当時選ばれるに値する社会第一線の活動家のベストメンバーです。（会長・南弘、副会長・穂積重遠）その人たちが戦前からの漢字の功罪観を生かして作ったのが当用漢字です。同時にかな文字論者やローマ字論者がこれをやらせたというんですけれども、当時のメンバーにはそんなに入っていないんです。もし、かりに一人や二人入っていたとしても五十人もの人を理論的に引きずるわけにいかないで、全員合意のもとに満場一致で決定したわけです。今度のオシツケ満場一致とは違っています。

前回第十三期は五十人中ただ一人会長の責任において中間報告にしたんですね。あとの委員は声をあげないのです。なぜなら官学の教授たちは、ここでへたに反対をしたら文部省のごきげんをそこなうと学部長にもなれないし、学長になる機会も失われる。ソロバンが先なんです。

ここで福島会長の談話（神奈川新聞八一・三・二四付）を見てみましょう。「あまり愉快な経験じゃなかった」といっています。そして「文部省ってのはやっぱり三流官庁なのかね？」と文部省のことも悪くいっています。

九九六字教えられ苦しむ小学生

三月二十四日の毎日新聞に、たいへん暴露的な記事が載っていましたが、いま小学校で八百八十一字の漢字を教えることにされているけども、国語審議会では八百八十一字は小、中学校を通じての九年間の数字だったんですね。それを昭和三十三年の指導要領でいきなり八百八十一字は小学校でとなり、四十三年になるとそれに百十五字つけ加えて九九九十六字。これを六年まで教えさせられるけど、覚えられないんです。

文部省自身の統計でとてもそんなに覚えられないということが証明されています。読むのは約半数の生徒がやっと六〇％。書くのに至っては、もっとパーセンテージが低い。

いかに巧みなうまい教え方をしようともです。協力校ではその学校の名誉にかけていい方法と熱心な漢字教育をやっている。にもかかわらずそれが統計になって出てくるこの実態なのです。

六年生についてだけ結論を言えば、読みについては正答率六〇%以下が六十一字。書く方はじつに五〇%以下が三百六十六字も書けないというようなひどさです。(国立国語研究所の七年間継続調査『小学生の言語能力の発達』△明治図書▽を後に具体的に示す)

さらに指導要領では、今年度から国語の時間が六年間で七十一時間も減っているんです。中学では三年間に七十時間減っているんです。いろんな新聞に「中学への流れこみ必至」と書いてありますが、大学の入試で出さなければいけないものを、漢字好きの教授たちが得意になって出すし、出さなければ高校の校長会が漢字をだせという形でいつてくるのです。

三月二十四日の東京新聞に出ていました。

「この前の時に中間報告にされたので文化庁が文部省や内閣からひどくしかられた。今度こそ最終報告にさせるんだという決意にみなぎっていた」

と書いてありましたが、福島さんは談話の中で「少数の強

硬派に押された」といっています。彼らは少数なんですね。良識からすればこんな字数の増やし方なんて良識を欠くやり方です。

審議会の出発点では

「当用漢字表はけしからん。出来そこないだからぶち壊してやり直すんだ」という形でワクがはめられて進んだというのです。ではなぜ自民党が増やす方向に努力するのか。理由は全然出さないのです。周辺の連中が表現の自由がなくなるとかいだけです。

官庁でも社会でもムダな漢字を使わない努力をするには三つの方法があるんです。まず、わかりやすいほかの語にいかえればいい。それから他の字を使えばいい。例をあげれば、汚職という字、あれは戦前は瀆職と書いていた。また世論も戦前は輿論でした。こういうように書きかえられる。それから、漢字とかなのませ書きをすればいいのです。これは官庁が威厳がないからといっていやがるんですね。

また、今回の答申では廃語になった字までたくさん入りました。朕、帥、爵、侯、父、勺、その他増えたのは知らない漢字ばかりです。

低使用漢字を削り、一八五〇字のワクを守ろう

私は国立国語研究所が昭和四十一年の一年間、朝日、毎日、読売三紙に使われた漢字の調査を有力な参考にしました。これは『現代新聞の漢字』（秀英出版）という本にまとめられています。統計的に使用百万字を取り出して、この中にどれだけの字が何回使われているかという一覧表がこの本の中に入っています。調査が不十分だ、統計がないといいながら年数をかけてでき上がった信頼すべき統計をそういうことばで簡単に切りすてているのです。

ところで、今回ふえた九十五字のことですが、これを調べました。先に紹介した新聞の漢字百万字で使われた漢字の全種類はわずか三千二百十三字です。このうち当用漢字の数に近い千八百五十六字のところで線を引くと、これで百万字のうちの九九・四％を占めています。これは百万字中十七回以上使われている字です。

残りの千三百五十七字が〇・六％（約六千回出現）で、使用回数が十六回から一回のものです。

ところが、「常用漢字表」で増やした九十五字のうち、百万字調べでも一回も出てこなかった字が八字もあります。ですから、おおよそ七十字が千八百五十字のワクを越えていることになります。

「常用漢字表」追加九十五字と復活十九字の計百十四字の中で、七十字の低使用漢字を除く四十四字をどうしても入れたいということになれば、千八百五十字のワクを変えずに、さらに当用漢字の中から低使用度の字を削ればよいと思います。

使用度に注目することは、大変大事なことです。使用度とは百万字で何回使用したか、どんな語を構成しているかを見ることです。有用性の低い漢字は削除し一八五〇字のワクを守ることが必要です。

彼らの真のネライは青少年の活字離れ

いろいろと検討した結果こういう結論に達しました。つまり彼らは当用漢字表を廃止すると宣言すれば抵抗が多いでしょう。みなさんもこうおもて向き出したら、反対すると思いますが、そこで「常用漢字表」を作ってスリカエで自然消滅させようとする策です。

当用漢字表・前文の趣旨、すなわち「漢字使用を制限することは国民の生活の能率、文化水準を高める上に資するところが少なくない。」と吉田茂さえ宣言しているこの事情はいまも少しも変わっていない。この結論に到達するためには、それ以前、明治以来の漢字問題が延々と積み重ねられてきているのです。

実は大正十二年当時、常用漢字が決まり、九月一日から一般の新聞がその制限でやることが決定した時に関東大震災がきてメチャクチャになったという経緯があります。こういう戦前からの積み重ねの上に当用漢字表ができたのです。

今のような国語教育の結果、かえって青年は文章が書けなくなる。かなで書いたら恥ずかしい。読めなから活字ばなれ。一方では青少年の活字ばなれ、書けないと言っておきながらいっそう書けないように漢字を増やしているわけで、非教育さが極端に進んでいるのです。

漢字野バナシ論者の福田恆存、大野晋、山本健吉、木内信胤、宇野精一、井上ひさし、その他の諸氏と真正面から学問的対決をする用意があります。

みなさんもお検討のうえ、どう対処するかをハッキリと決めてください。

(この要約は大体千五百字のワク内で書いてあります。)

二、福島慎太郎会長・無念の談話

「愉快じゃなかった」

——答申の内幕を語る——

激しい論争や各界の要求・圧力にもまれた末、新漢字表「常用漢字表」が誕生した。生みの親は国語審議会。そのまとめ役として第十二期から連続三期会長を務めた福島慎太郎氏(七四) Ⅱ共同通信社相談役Ⅱにインタビューし、最終答申にこぎつけるまでの苦心談や胸の内の個人的見解を聞いてみた。

開口一番、福島会長の口からは「あまり愉快な経験じゃなかったね」という言葉が飛び出した。同会長は「もう會長なんてコリゴリだからこれで終わりだよ」と辞意を表明。そのうえで「(事務当局が)外圧に弱い役所だね。あれじゃしょうがない」と文部省Ⅱ文化庁をしかりつけ、さらに「もっと委員の人選を公正にし、若い人の意見も聞かなきゃ、だめだ」と、今後の審議会の在り方に厳しい注文をつけた。

一問一答次の通り。

—大役を果たした現在の心境は。

福島 結果的にはあまり愉快な経験ではなかった。文部省ってのはやっぱり三流官庁なのかね？ 外圧に対して弱い役所。声の大きい、強い立場の所に弱い役所だね。あんな役所じゃ、しょうがないんだ。

—具体的にいうと。

福島 少数の（字数を増やせ増やせという）強硬派に押されちゃってね。僕は多数のコンセンサスをまとめればいいわけだから、それしきのことと驚きもしないんですけど、大臣以下事務当局がまごまごしちゃって……

—常用漢字表の作成で最も苦勞した点は。

福島 審議会の作業の出発点に「当用漢字表はけしからん。出来そこないだからぶち壊してやり直すんだ」という考え方があってね。それを八年掛かりで徐々に改め、引っ込めさせるのに手間取った。

—当用漢字表に対する会長自身の評価は。

福島 少なくとも国語問題について、われわれが今日あるのは当用漢字表のおかげだと思っている。あれが日本の文化、戦後の民主化に果たした役割は大きい。

—では、なぜ作りかえたのか。

福島 時代の進歩とともに若干の欠点や問題が出てきたから、日本語をより美しいものにするため、もう少しゆと

りを持たせ、使いやすいものを作ろうと。あくまで当用漢字表を土台にしてね。なんとかその線に近づけたつもりだ。—二年前、最終答申にするはずのものを、直前で中間答申に変えた理由は。

福島 一番大きな問題は「目安」という問題だった。目安ということでは「漢字制限制度そのものをぶち壊したんだ」などと得意気という人が出てきてね。目安という考え方をもっとはつきりさせとかなきゃ、だめだと痛感したからだ。—目安というとは野放しではない。むやみに漢字を増やす方向にしたのではない、という意味か。

福島 その通り。それで今回そのことを注で強調した。各界の事情に応じて多少踏み外す使い方が出てきても、それをとやかくはいわない。しかし、大幅な踏み外しは困るんだと。これが審議会のコンセンサスだ。

—九十五字増えたことに不本意な点はなかったか。

福島 目安問題ほどにはこだわらなかった。ただし、中間答申の土壇場に来て（事務当局が）やたらに官庁用語を持ち込んできたやり方は気に入らなかった。

—今回の十九字の復活についてはどうか。

福島 最後に出てきた文部省の（復活要求）意見は、下手ないちゃもんをつけてきたような感じだったね。教育上

の必要というと、もっともらしく聞てえるが、たぶん、どこかの代弁だろうと思うよ。

―審議会の構成に問題はなかったか。

福島 法制上からいえば文相の任命だからなんともいえないけど…。文部省ってやつはだらしがなくなつてね。ほとんどのメンバーを表意派に近い顔ぶれにしちゃったわけだから、当用漢字表をつぶそうという者の発言権は初めから非常に強かった。そういう一方的な審議会にしろいて、僕に何をやれっていうのか、何をいいやがると思ったよね。それでまあ（当用漢字表を不当な非難から守ろうと）ねばったわけだ。でも味方は少なかった。さりとて表音派の中にも漢字かなまじり文を否定するなど行き過ぎもあったしね。

―会長を辞めるにあたって最後にいっておきたいことは。

福島 一口でいえば年寄りばかりのメンバー（平均年齢六十四歳）で、若い人がこれから使う漢字表を作ろうなんてのはおかしい。将来は若い人の意見も吸い上げる仕組みにしないとだめだ。（神奈川新聞・河北新報・新潟日報81

・3・24）

三 「常用漢字表」についての声明と要望

日本機関紙協会は第十四期国語審議会が三月二十三日田中文字大臣に答申した「常用漢字表」について、緊急の常任理事会を開き検討した結果、次のような見解を内外に発表することになった。

「常用漢字表」は、当用漢字表のうえに九十五字を加え千九百四十五字としているがその中には国語審議会自身がこれまで削ることにしていた「朕」「侯」「爵」「帥」など事実上廃語となった語を表すもの、極めて使用範囲の限られた用語のための漢字など、使用度の低い漢字が多くふくまれており、国語表記の「基準」としては適正なものではないと考える。

また答申は、当用漢字表は漢字の使用を制限したが「常用漢字表」は「漢字使用の目安となることを目指した」といういい方で、戦後の国字政策のよりどころとなってきた当用漢字制定の趣旨をねじ曲げ、「目安」というアイマイな表現で、無制限的な漢字使用に逆行させようとしている。

また、一般社会生活では、実情に依拠して…この表の扱い方に差を生ずることを妨げない。としているが、とくに学

校教育の場では、努力目標として尊重する、ことが強制される危険が濃厚である。

わが協会は、日本の平和と民主主義について責任を持ち、読まれ、親しまれ、信頼される、機関紙づくりのために日夜努力を重ねているすべての民主的機関紙の活動家に対し、戦争とファシズムの兆候がますます強まっている状況と合わせて「常用漢字表」問題に重大な関心をよせ、研究と討論を深めることを訴える。

われわれは「漢字使用を制限することは国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に資するところが少くない」という当用漢字表前文（昭和21年11月16日、内閣訓令）の趣旨が現在も生きているという立場から次のことを国語審議会に要望するとともに、今後とも正しい分かりやすい日本語のために努力することを声明する。

要 望

国語審議会は、国民の間に批判が高まっている「常用漢字表」を再検討し、教育現場や新聞、出版、放送など各界の意見を聞き、当用漢字表（千八百五十字）の字数のわく内で不要の漢字を削り、必要な漢字と入れ替える作業を進め、改めて答申をし直すことを要望する。

一九八一年四月十一日

日本機関紙協会

理事長 尾崎 剛

（注）日本機関紙協会は二千余りの労組・民主団体で構成される

団体である。

日教組・日高教・都教組などもここに加入している。

四 国立国語研究所調査にあらわれた漢字習得の実相

小学校六年間に八八一字（六年間・国語科年間一六〇三時当時で）一〇〇人中四〇余人が書けなかった漢字が、三六六字です。（注、子どもの「生活空間」に入っていない漢字ばかりです。）『小学生の言語能力の発達』（昭39・10月、明治図書）

6年生の書き

正答・50%台

- 2年用 母
3年用 悪感勉病負決者
4年用 対階酒消横府变燈以観院列芸結節底
順必良改鼻録喜選関察短陸類帳詩医
囲脈司治残季勇初試等
5年用 議迷永浅周功副側個現博省責賞在造
康価導査素浴綿績養祝求区貿像修漁
駅敗特要婦典氏慣比常余設
6年用 専暴宗党誠潔証德兼検討誤招

40%台

- 1年用 十
3年用 開暑
4年用 席戟菜借末衣服唱徒齒孫貨散差祭飲
照隊械連息塩卒航泳熱鏡
5年用 容準演折製築支領牧識旺燃眼経念依
単則果防給留務接過均完寄術因義応
弁収術輸殺興往
6年用 皇臨制論派財得式絹権存故敬旧評職
我態認損災穀断尊条届仁視禁

30%台

- 3年用 勝
4年用 置芽曲輪委挙努氷焼
5年用 象復居令碎蚕満酸票測似解総量型確
腸志破倉低
6年用 諸后略絶眼憲陰豊拝律属盟需可抅純
提罪墓革孝難混蔵税

20%台

- 4年用 刷旗昨印達包覚
5年用 編標格護規快課管序武例師飯枝群統
備漢承件貯許貸謝救
6年用 構基退貨善減複宮富未版処推供积済
授勸歛遺従俗児創刊状述系境除納

10%台

- 4年用 停郡付
5年用 候増肥敵適際欠
6年用 程資疑欲株耕就訳妻効勤異判策延貴
奮逆展訓益

1~9%台

- 6年用 称衆著採陸嚴預券詞幹補

合 計 366 字

いかに漢字不消化のままです。小学校を送り出しているかがわかります。

五 国字問題研究会への入会のおすすめ

日本の国語国字政策は、戦後の「当用漢字表」と「現代かなづかい」の制定から、大きく後退しつつあります。このときにあたり、真に国民の国字は、どうあるべきかを真剣に検討しなければならないと思います。

国字は、表現理解の面で、社会生活上、教育上、能率的で文化水準を高める方向へと発展させるべきです。

国字問題に関心のあるかた、これから研究してみたいかた、ご研究の発表を望まれるかたなど、多くのかたがたのご参加をねがっております。

本 会 役 員 (81・7月現在)

委員長

(日本コトバの会副委員長)

内山 みち子

副委員長

(光陽印刷株式会社相談役)

高柳 正次

〃

(東京都荒川第九中学校教諭)

見城 慶和

〃

(日本コトバの会副委員長)

渡辺 武

運営委員

(東京学芸大学教授)

井上 尚美

〃

(日本コトバの会書記長)

田中 積

研究参与

(日本コトバの会委員長)

大久保 忠利

〃

(日本コトバの会研究部長)

大倉 孔一

〃

(日本コトバの会評議員)

黒滝 チカラ

一年分会費二、〇〇〇円。

民間諸教育団体へ謹んで要望します

貴団体においても、漢字問題の重大さの意識をもって、にわかには大増字がおこなわれた「常用漢字表」にたいし、批判的検討の態度をもって、訓令・告示の中止を文部大臣あてに出されることを希望いたします。

一九八一年八月一日

国字問題研究会一同

漢字問題について真剣に訴える

頒 価 印刷実費百円

一九八一年七月三十日初刷

発行 国字問題研究会